

石川労働局発表
令和元年 11 月 29 日（金）

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 澤田 とも子
賃金指導官 南出 清一
電話 076 (265) 4425

報道関係者 各位

県内4つの特定(産業別)最低賃金が改正されます！！

石川労働局長(松竹 泰男)は、令和元年10月21日から同月28日までの間に、石川地方最低賃金審議会(会長 高見 俊也 (榊北國新聞社 編集局長)から答申のあった4つの特定(産業別)最低賃金の改正決定について、期日までに異議の申出がなかったことから、同答申どおり改正することを決定し、11月29日に官報に公示しました。

なお、今回の改正決定の概要は、下表のとおりです。

今回、改正決定された特定(産業別)最低賃金とは、特定の産業を営む事業場の労働者に適用され、地域別最低賃金である石川県最低賃金(時間額832円)より高い金額水準で設定される最低賃金であります。

《特定(産業別)最低賃金に係る改正決定の概要》

No.	最低賃金の名称	現行の最低賃金額(時間額)	改正後の最低賃金額(時間額)	引上げ額	改正発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	900円	920円	20円	令和元年 12月31日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	900円	920円	20円	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	847円	868円	21円	
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	840円	860円	20円	

【注】特定(産業別)最低賃金の適用範囲は、別添リーフレットの裏面のとおりです。

※最低賃金制度の詳細は、石川労働局ホームページに掲載されています。

<http://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

特定（産業別）最低賃金額の推移（平成22～令和元年度） 石川労働局【参考】

産別	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
機械器具等	時間額	811円	815円	820円	826円	836円	849円	863円	880円	900円
	引上額	5円	4円	5円	6円	10円	13円	14円	17円	20円
	引上率	0.62%	0.49%	0.61%	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%
	発効年月日	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
自動車等	時間額	811円	815円	820円	826円	836円	849円	863円	880円	900円
	引上額	5円	4円	5円	6円	10円	13円	14円	17円	20円
	引上率	0.62%	0.49%	0.61%	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%
	発効年月日	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
電子部品等	時間額	754円	758円	763円	770円	781円	795円	810円	826円	847円
	引上額	7円	4円	5円	7円	11円	14円	15円	16円	21円
	引上率	0.94%	0.53%	0.66%	0.92%	1.43%	1.79%	1.89%	1.98%	2.54%
	発効年月日	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
百貨店等	時間額	766円	770円	775円	781円	790円	800円	811円	820円	840円
	引上額	6円	4円	5円	6円	9円	10円	11円	9円	20円
	引上率	0.79%	0.52%	0.65%	0.77%	1.15%	1.27%	1.38%	1.11%	2.44%
	発効年月日	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31
綿紡績等	時間額	716円	718円	721円	726円	735円	745円	758円	782円	782円
	引上額	3円	2円	3円	5円	9円	10円	13円	24円	※2 (806円)
	引上率	0.42%	0.28%	0.42%	0.69%	1.24%	1.36%	1.74%	3.17%	※2 (832円)
	発効年月日	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	-
※1										

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金（平成30年度は改正決定することの必要性が認められず）
 ※2 石川県最低賃金の金額の方が高いため、石川県最低賃金（時間額832円）が適用されます。

石川県内の最低賃金

●最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

○地域別最低賃金は、主として労働者（正勤、パート・アルバイト等の雇用形態に関係なし。）に適用されます。

○特定（産業別）最低賃金は、特定の産業の事業場で働く基幹的労働者（注）に適用されます。

○派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

○複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

必ずチェック!
最低賃金
使用者も、
労働者も。

●地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
石川県最低賃金	832	令和元年10月2日

●特定（産業別）最低賃金（注）

No.	最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	920	令和元年12月31日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	920	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	868	
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	860	

○上記のほか、石川県の区域には次の特定（産業別）最低賃金が定められていますが、石川県最低賃金の金額の方が高いため、同最低賃金（時間額832円）以上の賃金を支払う必要があります。

5「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」
時間額782円（発効日：平成29年12月31日）

（注）適用業種の詳細及び適用除外労働者については、裏面の対応する番号の欄をご覧ください。

◇最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

◇最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。
具体的には、次の賃金は除外されます。

- （1）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- （2）臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- （3）1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- （4）時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

◆賃金引上げを支援する「業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)」をご活用下さい。

➤生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、そのかかった費用の一部を助成します。

➤詳しくは、「石川働き方改革推進支援センター」へご相談ください。

石川 働き方改革推

検索



石川労働局

➤最低賃金に関するお問い合わせ…労働基準部賃金室（☎076-265-4425）

➤助成金に関するお問い合わせ…雇用環境・均等室（☎076-265-4429）

<http://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

特定（産業別）最低賃金の適用業種及び適用除外労働者



No.	適用業種（日本標準産業分類による）	適用除外労働者
1	① 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。） ② ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③ その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。） ④ ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤ 一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） ⑥ その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦ 農業用トラクタ製造業 ⑧ 建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。） ⑨ 繊維機械製造業（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む。）を除く。） ⑩ 生活関連産業用機械製造業 ⑪ 基礎素材産業用機械製造業 ⑫ 金属加工機械製造業 ⑬ 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑭ その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑮ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑯ 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。） ⑰ 前記①、②、③、⑮又は⑯の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑱ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑰に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
2	① 自動車・同附属品製造業 ② 自転車・同部分品製造業 ③ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
3	① 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ② 民生用電気機械器具製造業 ③ 電子応用装置製造業 ④ 情報通信機械器具製造業 ⑤ 前記②又は③の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑥ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から④に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
4	① 百貨店、総合スーパー ② 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ③ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
5	① 綿紡績業 ② 化学繊維紡績業 ③ 毛紡績業 ④ その他の紡績業 ⑤ 染色整理業（織物整理業、織物手加工染色整理業を除く。） ⑥ 網製造業 ⑦ 漁網製造業 ⑧ 網地製造業（漁網を除く。） ⑨ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑩ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑧に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管巻き、捻反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精練準備、網・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 ⑤ 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者

石川県最低賃金（時間額832円）が適用されます。